

第四百六十一條 死刑を除くの外刑の言渡し確定したる時の直に之

第四百六十二條 刑の執行の原裁判所の檢察官又ハ大審院より命を
受けたる裁判所の檢察官の指揮に因り之を爲すべし
罰金科料費用及び沒收物品の檢察官の命令書に依り之を徴收す
べし

第四百六十三條 破壊又ハ廢棄すべき沒收物品ハ檢察官之を處分すべし
規則に從ひ立會を爲したる官吏と共に署名捺印すべし

第四百六十四條 裁判言渡し確定し又ハ欠席裁判ありたる時の刑の
言渡しを爲したる大審院に於て刑の言渡しを爲したる時の其執行を爲し
たる裁判所の書記之を作るべし

- 一 犯人の氏名年齢職業住所及び出生の地
- 二 罪名刑名
- 三 再犯
- 四 裁判言渡しを爲したる年月日
- 五 對審裁判又ハ欠席裁判

第四百六十五條 既決犯罪表ハ一通を作り一通を司法省に送致し
通を其裁判所の書記局に藏置すべし
違警罪の既決犯罪表ハ一通を作り其裁判所の書記局に藏置すべ
し

第四百六十六條 刑の言渡しを受けたる者其言渡の事件に付き疑義の
申立又ハ其執行に付き異議の申立を爲したる時の刑の言渡しを爲
したる裁判所に於て之を判決すべし

第四百六十七條 刑の言渡しを受けたる者逃亡の後捕に就きたる場合
に於て人違の申立ありたる時の之を認定する爲め前に其罪を認
めたる裁判所に送致すべし
裁判所に於て本犯なる事を認定する事能ハざる時の事實参考の
爲め曾て其事件に干預したる裁判官檢察官書記又ハ原被の證人
を呼出すことを得

第四百六十八條 前二條の場合に於てハ公廷にて刑の言渡しを受けた
る者の申立及ヒ檢察官の意見を聽き裁判言渡しを爲すべし但し其
裁判に對してハ上訴を許さず

第四百六十九條 賠償及び訴訟關係人に償還すべき裁判費用に付き
其言渡の執行は通常民事の規則に從ふ

第四百七十條 復権の願ハ刑法第六十二條に定めたる期限經過した
る後刑の言渡しを受けたる者より司法卿に之を爲すべし

復権の願書には本人署名捺印し現に住する地の始審裁判所の檢事之を差出すべし

第四百七十一條 復権の願書に左の書類を添ふべし

一 主刑の満期特赦又は期滿免除と爲りたる事を證明する書類

二 假出獄及び假に監視を免せられたるの證書

三 賠償及び訴訟費用を辨濟し又ハ其義務を免かれたるの證書

第四百七十二條 檢事は願人の品行其他必要の取調を爲し前條の書類に意見書を添へ之を控訴裁判所檢事長に差出すべし

第四百七十三條 檢事長は更に必要の取調を爲し復権の願に關する書類に意見書を添へ之を司法卿に差出すべし

第四百七十四條 司法卿は復権の願に關する書類を檢閲し其願を允許すべき者と認めたる時は速に上奏すべし

第四百七十五條 勅裁又ハ司法卿の意見に因り復権の願を棄却したる時ハ司法卿より其旨を控訴裁判所檢事長に通知し檢事長より願書を差出したるは始審裁判所檢事長に通知すべし

第四百七十六條 復権の裁可ありたる時ハ司法卿より其裁可狀を控訴裁判所檢事長に送致し檢事長より願書を差出したるは始審裁判所に於てハ之を裁可狀に記入すべし

第四百七十七條 特赦は刑の言渡確定したる後何時にても檢察官又は監獄長より犯人の情狀を具し司法卿に申立つる事を得

第四百七十八條 特赦の申立ありたる時は司法卿より其書類に意見書を添へ上奏すべし

第四百七十九條 司法卿は刑の言渡確定したる後何時にても特赦の申立を爲す事を得

第四百八十條 特赦の申立ありと雖とも刑の執行を停止せず

第四百八十一條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の裁可狀を爲し

第四百八十二條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百八十三條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百八十四條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百八十五條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百八十六條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百八十七條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百八十八條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百八十九條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十一條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十二條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十三條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十四條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十五條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十六條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十七條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十八條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第四百九十九條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第五百條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第五百零一條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第五百零二條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第五百零三條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第五百零四條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

第五百零五條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲し

治罪法俗解畢

監獄則俗解目錄

第一編

第一章 汎則

第二章 監署の規程

第三章 監獄の構造

第二編

第一章 役法附時限

第二章 工錢

第三章 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる囚徒押送

第四章 假出獄免幽閉の者に貸與する屋舎

第三編

第一章 給與

第二章 疾病附死亡

第三章 書信

第四章 接見

第五章 差入品

第四編

第一章 教誨

第二章 賞譽

第三章 懲罰

監獄則俗解目錄終

監獄則俗解

第一編

第一章 凡則

第一條 監獄を別て左の六種と爲す

一 留置場 裁判所及び警察署に屬するものにして未決者を一時留置するの所とす但時宜に由り拘留の刑に處せられたる者を拘留することを得

二 監倉 未決者を拘禁するの所とす

三 懲治場 懲治人を懲治するの所とす

四 拘留場 拘留の刑に處せられたる者を拘留するの所とす

五 懲役場 懲役の刑及び禁錮の刑に處せられたる者を拘禁するの所とす

六 集治監 徒刑流刑及び禁獄の刑に處せられたる者を集治するの所とす

第二條 北海道に在る本監の徒刑流刑に處せられたる者を集治す

第三條 集治監の内務卿之を直轄す留置場監倉懲治場拘留場懲役場の監視惣監又の府知事(東京府を除く)縣令之を管理す

第四條 此獄則の特に陸海軍の獄則を以て處すべきものに適用する

とを得ず

第五條 内務卿は毎年其所屬官吏をして各監獄を巡閲せしむべし

警視總監府知事縣令は毎年三四次所轄の監獄を巡閲すべし

府縣會議員は臨時其府縣監獄を巡閲することを得

第六條 在監人と稱するは未決已決の者及び第十九條第三十條に記

載したるを云ふ

第七條 在監人より司獄官吏の處置に對し若し苦情を訴へんとする

ときは第五條第一項第二項に記載したる官吏巡閲の際封書又は

口述を以て申告することを得

第二章 監署の規程

第八條 司獄官吏在監人を管束するは一に和平を秉り罰例に照して

犯則者を決責するの外恣に責罰するを得ず

第九條 典獄看守長は日夜不時に監房の内外を視察し或ハ物件を査

閲し其他囚徒の傲情を生じ脱越等の事なからしむを要す

第十條 新に入監する者あるときは典獄先づ拘引狀拘留狀收監狀又

ハ處刑宣告書等の文書を査閲して之を領し其領收の證を引致し

來たる者に交付す其文書なくして引致せられたる者を入監する

を得ず

未決者の中共犯人あるときは其監房を別異し談話通聲を禁し法

庭に引致の時も同往せしむるを得ず

已決囚ハ第十六條に記載したる差別に従ひ其監房を別異す

第十一條 入監の婦女乳兒(三歳未満)を携帯せんと請ふ者あるとき

ハ之を許す

第十二條 新に入監する者あるときは名籍の標本に照し其要項を詳

録し一小房内に於て通身を搜檢し利器其他の物件を夾帶するを

拒ぐべし懲治人の監舎に入るときも亦同じ

第十三條 總て監房に入る物品ハ典獄一々之を精驗し其危險の虞

ある者は一切之を禁すべし

第十四條 總て入監人の携有する財貨物件は悉く點檢して其名數を

簿冊に記載し典獄一々證印して之を領置し釋放の時還付すべし

但點檢の際隠匿せし貨物の沒收す若し其領置の貨物を以て親屬

を扶助し其他正當の費用に充んと請ふときは之を許す

第十五條 在監人書籍を看んと請ふときは新聞紙及び時事の論說を

記載するものを除き修身又ハ營業に必要なもののみを許すべ

し

第十六條 已決囚ハ各刑名に従て其監房を別異し又其中に就て左に

記載したる者を別異す

一 十六歳未満の者と満十六歳以上の者

二 満十六歳以上二十歳未満にして再犯以上の者と同上の年齢に

三 して初犯の者

第十七條 要犯疑獄に係る者

はす番號を以て之に換ふへし但着衣の外襟に白布を縫着し其番號を墨書し監房を出入する毎に皂布を以て覆面し當眼の處に小孔を穿ち共犯者をして共に拘禁の身たるを窺探するを得さらしむ

第十八條

放恣不良の者を懲治場に入れ矯正歸善せしめんと其尊屬親より願出るときは第二十條第一項の例に照して處分すべし矯正歸善の爲め懲治場に入るべき者の年齢は滿八歳以上滿二十歳以下を限とす

第十九條

懲治人と稱するに左に記載したる者を云ふ
一 刑法第七十九條第八十條第八十二條に従ひ懲治場に留置する幼年の者及び瘡啞者

第二十條

尊屬親の情願に由て懲治場に入たる者
前條第二款に記載したる懲治人は戸長の證票を具するに非れば入場を許さず但在場の時間は六個月を一期とし二年に過るを得ず
入場を請ひし尊屬親より懲治人の行狀を試る爲め宅舎に滞往せんと請ふとき其情狀に因り之を許すべし

第二十一條

懲治人は左の年齢に従ひ其居房を別異す
一 十六歳未滿の者と滿十六歳以上の者
二 滿十六歳以上二十歳未滿にして再び懲治場に入し者と同上の年齢にして初て入場する者

第二十二條

在監人を他監に移すとき其名籍又ハ處刑の宣告書其他必用の文書及び領置の貨物を具して送致すべし其發遣の途中に在ての行狀ハ押送官吏之を記述して典獄に知會すべし
在監人を裁判所又ハ他監に押送するときは戒具を用ひ男と女を別つへし但懲治人の戒具を用ひず

第二十三條

典獄ハ看守長及び看守をして常に在監人の行狀を録せしめ賞罰を行ふの考據となすべし

第二十四條

賞表を與へたるときハ賞譽簿に其氏名及び賞詞を記載し觀望したるときハ之を削除すべし但其賞罰を行ひたる旨を囚徒に示すハ第二十六條の例に依るべし

第二十五條

特赦ありたるときハ速に其旨を内務卿に申報すべし
第二十六條 特赦を受たる者あるときハ免役日若くハ日曜日の午後
に在て他の囚徒を集め其旨を聽かしめ仍ハ之を揭示すべし
第二十七條 假出獄を許されたる者に其證票を與へ警察遞傳を以て其居住せんとする地に押送すべし
監署に領置せし金錢ハ出獄者に携帶せしめず其金員を録して共

に其地の警察官(治罪法第六十條第二項に記載したる官吏)に送致すべし

第二十八條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其刑期間の典獄に於て營業の方法を指示し其來署を要するときの召喚することを得

第二十九條 在監人中能く獄則を守る者を撰て傳告者誘工者となす傳告者の官吏の命令を在監人に傳へしめ誘工者の工場に在て服役者を勧誘せしむ但傳告者誘工者の滿六個月以上其用務を繼續せしむるを得ず

傳告者及び誘工者の私に在監人を使役し若しくは凌辱するの所爲あるを許さず

第三十條 刑期滿限の後頼るべき所なき者の其情狀に由り監獄中の刑房に留め生業を營ましむるを得

第三十一條 刑期滿限の者を解放するの滿期の翌日午前第十時を過べからず

第三十二條 死刑の執行の午前第十時を過るを得ず其執行中の看守をして嚴に刑場の門戸を護らしむべし其遺骸の死相を驗したる後乃は二分時を過されは埋葬若しくは下付することを得ず

第三十三條 死刑者又は死亡者あるとき其年月日時を記し典獄より本籍の戸長及び近地の親屬若しくは故舊に通知すべし其親屬に領置したる貨物は親屬に下付す若し親族なきとき遺骸を領取したる故舊に之を下付す

但死者の身に纏ひたる衣服は此限に在らず親屬遠地に在て物品を送付するに入費を要するもの其物品を販賣して代價を遞付することを得但送費は親屬の自辨とす

若し其物件又は代價を受くべき者なきとき之を沒收す

第三十四條 在監人逃走する者ある時の領置の貨物の前條の例に依て處分すべし但沒收の逃走の日より滿一個年を経るの後に非ざれば之を處分することを得ず

領置の工錢は第五十七條に照して處分すべし

第三十五條 監獄の近境より發火して罹災の虞あるとき司獄官吏其形勢を量り在監人を他所に押送し其災を避しむべし

水火風震其他激甚なる變災に際し在監人を押送するの違なきとき必要犯疑獄に係る者を除くの外一時解放するを得

第三章 監獄の構造

第三十六條 留置場監倉懲治場拘留場懲役場毎府縣に置き集治監の適當の地に之を置くものとす

留置場監倉懲治場拘留場懲役場一區畫内に在るものは牆壁を以て之を區畫すべし

八

第三十七條 未決監既決監及び懲治場は男監女監の別を嚴劃すべし
甲の監房に在る者と乙の監房に在る者と彼是交談し又ハ物件を
交遞するの便を得ざらしむべし各監房の鑰匙は其製式を同く甲
乙適用するを要す
第三十八條 密室は監倉に設け他人と交通することを得ざらしむべ
し

闇室は已決監に設け暗に空氣を通せしめ毫も光線を通せしめど
るを要す
密室暗室は一室一人を限とす

第三十九條 接見室は監舎の首部に設け壁面に方三尺の口を開き之
に縦横の格子を箝め格子より三尺許を距り柵欄を設け在監人は
格子内に立しめ外人は格子外の柵欄に倚らしむべし但懲治人の
接見室は此例を用ひず

第四十條 燈火は監房外に置き障得するの虞なからしむべし
第四十一條 死刑場は監獄の一隅に設け壁牆を以て外見を防ぐべし
第二編

第一章 役法 附時限

第四十二條 定役に服する者の作業は刑名に因て之を斟酌し毎囚一
日の料程を定めて服役せしむ滿十二歳以上十六歳未滿の者滿六
十歳以上の者は體力に應じ作業の料程を寛恕す
若し已むを得ず外役に服せしむるときは鐵鎖を以て二囚毎に連
縛し笠を用て晴雨を問はず其面を掩はしむ但外役の囚徒は一
組十人以上十五人以下と定め看守一人押丁一人以上をして之を
監せしむ

外役の囚徒道路往來する時は務めて他人通行の妨と爲らざらし
むるを要す

第四十三條 毎日囚徒をして役に就らしむるに際し悉く之を監房外
に整列せしめ看守長及び看守點檢をなすべし歸監せしむる時も
亦同じ

第四十四條 左に記載したる日は服役を免す父母の喪に逢ふ者も亦
一日免役す
一月一日

- 元始祭 一月二日
- 紀元節 孝明天皇祭
- 神武天皇祭 春季皇靈祭
- 神嘗祭 秋季皇靈祭
- 新嘗祭 天長節

九 第四十五條 囚徒の專習すべき工業は授業手若くは工業手等の囚を
して之を導かしむ其刑期一年以下の者には習熟し易き工業を授

るを要す

第四十六條 定役に服せざる囚徒と雖も典獄之を勸誘して其將來の生業を計り攝生又は親屬扶助の爲め勞作せんと請ふに至らしむるを要す其工業の種類を定むるは典獄の指示に依る未決監に在る者坐作の業を爲さんと請ふときも亦同じ

第四十七條 懲治人には教誨に充る爲め服役時間表に準じ七時に過ぎざる時間 休憩時間を除 農業若くは工藝を教へ力作せしむべし

○時限

第四十八條 未決者及び定役に服せざる已決囚は毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し終て喫飯せしむ又毎日一時間以内監房内外に於て運動を許す

第四十九條 定役に服する者は毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し終て喫飯せしむ其起床より約一時間を経て役に就かしめ午前十時前後に至て湯若くは水を與へ正午十二時に至り休憩す飯後暫時休憩し再び就役日没前能役せしむ其時間は別表に之を定む但時宜に由り其時間を伸縮するを得
起床監房及び就役能役其他の動止を令するは鈴若くは柝を以てし全監一齊に動止せしむ

第五十條 午飯に就かしむるの際科程の大半を爲し得たるや否を驗視すべし

若し偷懶にして怠役する者は飯後の休憩を許さず

第二章 工錢

第五十一條 定役に服する囚徒現役一百日を経れば始て各自の工錢を料定し之を十分して其一分を與へ餘分は之を監署に納む定役に服せざる囚徒及び未決者に於て作業する者の工錢は十分して其三分を監署に納め其七分を與ふ定役に服する囚徒にして當日の科程を以て仍ほ作業する者科程外の工錢は之に準す

第五十二條 尊屬親の情願に由て懲治場に入たる者其尊屬親より衣食費を自辨する者の工錢は其全分を與へ衣食費を自辨すると能はざる者及び刑期満限の後頼るべき所なくして監署傍の別房に留置したる者は其工錢の内より衣食費を扣除し餘分は之を與ふ

第五十三條 在監人に與ふべき工錢は監署に領置し毎月の首に於て其前月の總計金額を本人に知らしむべし

第五十四條 各種の工錢は其地普通の傭工錢を準とし各自の技能に應じ一日若干錢と定むべし

第五十五條 監署に領置の工錢は本人の請に由り親屬に贈與するを許し又は書籍其他必要の物品及び第六十九條に従ひ食物を贖ひ之を給するとを得

第五十六條 在監人死亡し監署に領置の工錢あるときは親屬に下付す親屬なきときは遺骸を領取したる故舊に下付す若し下付を受べきものなきときは之を沒收す

第五十七條 在監人逃走したるときは已決囚の工錢は之を沒收す未決者及び懲治人の工錢は其親屬に下付し親屬なければ之を沒收す

第三章 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる囚徒押送の賸書を具して内務卿に申報し其指揮に従ひ警察遞傳を以て集治監に押送すへし

第五十八條 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる者あるときは其宣告書の賸書を具して内務卿に申報し其指揮に従ひ警察遞傳を以て集治監に押送すへし

第五十九條 北海道に於て管束すべき徒流刑の囚徒は本監官吏の臨時派出したる地まで押送すべきものとす

第六十條 徒刑流刑の囚徒を押送する時は戒具を用ひ男囚と女囚とを別つべし遞船中に在ては戒具を用ひざるも妨なし

第四章 假出獄免幽閉の者に貸與する屋舎 第六十一條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其地に居住すべき家なきときは屋舎を貸與すへし

居舎を構造するは將來市街村落を創置するの便を計畫するを要す

第六十二條 假出獄免幽閉を受けたる徒刑流刑の者其配偶者又は其他の親屬を招き同居せんと乞ふときは典獄將來營生の方法を取

糺し之を許すへし 前項の請を許すときは其配偶者又は其他の親屬現任する地の戸

長に通告すへし 其徒刑流刑の者嫁娶を爲さんとするときは監署に申告せしめ典獄之を許可すへし

第三編 第一章 給與

第六十三條 已決囚の獄衣類は總て之を貸與す 第六十四條 未決者の衣類は總て自辨とし臥具は之を貸與す若し臥具を自辨せんと請ふ者は之を許す貧困にして衣類を自辨するとならざる者には之を貸與す

第六十五條 已決囚の獄衣は赭色とし懲治人の衣服は淺葱色とす 第六十六條 獄衣は總て筒袖とし長短二種に分つ男の通常服は長衣

就役服は短衣とし女服は總て長衣とす獄衣の外襟には白布を縫着し之に番號を墨書すへし

第六十七條 在監人に貸與する衣類雜具 通常服

- 一 單衣
- 一 綿入衣
- 一 就役服
- 一 短單衣
- 一 綿入短衣
- 一 股引
- 一 雜具
- 一 蒲團
- 一 莞蓆
- 一 帶 (長三尺)
- 一 手巾
- 一 笠
- 一 袴
- 一 袴
- 一 蚊罽
- 一 枕
- 一 蓆 (長三尺)

以上の貸與品は地方の便宜に依り之を斟酌取捨し澁濯補綴して其用に充るを得

第六十八條 在監人一人一日の食料

- 一 下白米十分の四 七合
- 一 挽割麥十分の六 五合
- 一 同 四合

強き力業に服する者
輕き力業に服する者
工業に服せざる者及び滿十歳以上の未決者

第六十九條 地方の便宜に依り粟稗の類を以て麥に代用することを得

倍を得る者等には其請に因り領置したる工錢を以て食物を購ひ之を給することを得但一日金三錢を過ることを得ず

定役に服せざる者には其請に因り領置したる工錢を以て食物を購ひ之を給することを得但一日金五錢を過ることを得ず

第七十條 在監人日用雜費 澁濯補綴又ハ炊用の薪炭ハ一人一日金一錢貳厘以下

第七十一條 監房常置の器具

- 一 貯水器并に飲器 木製
- 一 唾壺 同
- 一 便器 木製
- 一 此器を用ひず

木製大小二種但監房に廁圍の接續するもの

第七十二條 浴湯の定度の毎六月より九月までの五日毎に一次十月より五月までの十日毎に一次とす

第七十三條 已決囚及び懲治人の髪ハ常に之を短薙し鬢鬚ある者のハ

常に剃除せしむ但未決者の此限に在らず
第七十四條 婦女の梳髪の膏を用ひて裝飾するを許さず
を澀ひ臭氣を去り蟲害を防ぐを要す但病者の物品と混一して之を晒洗すへからず

第二章 疾病附死亡

第七十五條 在監人疾病に罹れば病狀の輕重を料り其監房若くは病室に於て醫療す

第七十六條 懲治場に在る者の情狀に由り其親屬に交付することを得
病者の攝養に効ある飲食物又ハ温を取る湯婆等を用る

第七十七條 傳染病侵蔓の兆あるときハ其消毒豫防を慎密にすへし
悉し在監人中傳染病者あるときハ直に病性及び感染の形狀を詳

して許すへし

第七十八條 在監人死亡すれハ典獄看守長醫師并臨て之を驗屍すへし
未決者又ハ已決囚にして別故あり再び訊問に係る者死亡した

第三章 信書

第七十九條 死者の親族若くは故舊第三十三條に記載したる時限を
り二十四時以内在て遺骸の下位を請ふときハ之を許し其親族

遺骸を請ふ親族故舊なきときハ棺に入て假葬し其上に氏名標を
建つべし其標を約ね面三寸長五尺五寸とす

第八十條 已決囚其親族故舊に信書を贈るハ六個月間に一次とし一
通に過ることを得す但其他官司の訊問等に由て信書を要するこ

となく且親族故舊に回答せんと請ひ司獄官吏に於て法律に觸ること
なく且必用と認たるときハ此限に在らず

第八十一條 未決者に係る信書の定限なし但豫審判事又ハ檢事の檢
閱を経るに非れば贈答せしむるを得ず

第八十二條 懲治人及び幼年の已決囚其親屬故舊に贈る信書ハ一個
月一次とし一通に過ることを得ず

第八十三條 在監人の發する信書ハ典獄之を檢閱すべし若し書中忌
諱に涉る等の文意あるときハ通信を許さず

第八十四條 外人より在監人に贈り來たる信書ハ典獄之を檢閱し適
正の事項を述べ又ハ遷善の諭示を主としたるもの限り之を本

人に付與す若し在監人の改悛を妨るものと認るときハ之を付與
せず

第八十五條 信書を檢閱するハ先づ直行を順讀し次に逆讀斜讀又ハ

第八十六條 横讀し嫌疑の文意ありや否を詳査すべし
在監人より發する信書ハ必ず書信紙を用ひしめ典獄之
を緘し封皮に其受領すべき者の住所氏名を書し某監獄署と記し
之を遞送す但郵便税ハ自辨せしむ親族故舊若クハ辨護人の信書
ハ監獄署に宛之を差出さしむべし

第四章 接見

第八十七條 在監人に接見せんと請ふ者ある時ハ典獄先づ之に面接
して其氏族籍營業等を問ひ其緣由を詳悉し止むを得ざるの事
狀ありて形跡の疑ふべきとなきときハ之を許し看守長看守並臨
て面會せしむ但密室に在る者ハ接見を許さず面會の時間ハ三十
分時を過るを得ず若し面會を乞ひし旨趣に違ふ談話をなしたる
ときハ直に之を停止す

第八十八條 死刑の執行及び徒刑流刑禁獄の刑を受たる囚徒を集治
監に押送の以前親族故舊其囚徒に面會せんと請ふときハ前條第
一項の例に依て之を許す但面會の時間ハ五十分時を過るを得ず
第五章 差入品

第八十九條 未決者及び懲治人に其親族故舊より書籍用紙衣服臥具
又ハ飲食物 炊煮を要せざるものにして一人一食の量に限るを
贈らんと請ふときハ之を許す但酒又ハ烟草其他攝生に害あるも
のハ此限に在らず

第九十條 已決囚にハ書籍用紙の外一切差入品を許さず
第九十一條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者親族故舊より金錢
衣服家具等の寄贈を受けたるときハ其旨を典獄へ中告せしむべ
し

第四編

第一章 教誨

第九十二條 已決囚及び懲治人教誨の爲め教誨師をして悔過遷善の
道を講せしむ

第九十三條 教誨ハ免役日又ハ日曜日の午後に於て其講席を開くも
のトす

第九十四條 懲治人にハ毎日三四時間讀書習字算術度量圖書等の科
目中に就き之を教ふべきものトす

學課ハ懲治場の教場に於て之を研究せしめ其學業の進歩を表す
る爲め就學の年月卒業の科目學業の優劣及び行狀の良否氏名年
齡等を簿冊に記載し巡閱官吏の檢閲に供し又ハ其尊屬親に示す
ことあるべし

第九十五條 各監房内に左の諸款を揭示し傍訓釋義して解し易から
しむべし若し文字を識らざる者あれば入監の時より二十四時内
に於て之を讀み聽かすべし
揭示

- 一 在監人の常に教令を謹守すべし
- 一 平日互に和順を主とし教誨聽聞の席に就くときハ慎で容止を正ふすべし(未決監にハ此款を除く)
- 一 毎朝父母若クハ其墳墓所在の方位に向て禮拜すべし
- 一 毎朝常用の諸器具を清潔にし之を排列して點檢を受け及び席壁厠圍等を掃除すべし
- 一 窓壁若クハ物件を汚損し不淨器の外へ唾き貯水を濫用するを禁す
- 一 監外に出たる時其途上に於て同往の者と交談し及び手を交へ或ハ路人に聲語するを禁す
- 一 夜間の最も鎮靜を主とし說話或ハ發聲又ハ濫りに起歩するを禁す但晝間と雖も放歌喧噪又ハ高聲に誦讀するを禁す
- 一 許可を得ざる物品を監房に置き或ハ勝負を競ひ若クハ賭博類似の惡戯をなし或ハ同房の者に汚辱を被らしめ猥褻に涉るが如き所爲あるを禁す
- 一 服役中其作業に關せざる他事を交談し及び休憩の時間部外の工塲に至るを禁す(未決監にハ此款を除く)
- 一 許可を得ずして衣食其他の物件を受與貸借するを禁す
- 一 監房に於て異常の事あれば晝夜に拘ちす直に看守所に通聲すべし

一日没後の發病するも其症急劇なるに非れば翌朝に至て醫療を乞ふべきものとす若し劇症なるときハ直に看守所に通聲すべし

一 獨居の者卒かに病を發したるときハ監房より看守所に架する所の繩器繩を引き以て之を報すべし

一 病者あるときハ同房の者共に介保に力を至すべきハ勿論其看病人たらしむる者の切實に之を看病すべし

一 水火風震等の際解放に遭ふ者ハ其解放の時より二十四時内に監獄署又ハ警察署に其旨を申出すべし

右の諸款に違ふ者及び違ふ者あるを知て告げざる者又ハ官吏より犯者を問ふに當り之を擧げざる者ハ其情狀を量り處分すべきものなり

某監獄署

年月日

第二章 賞譽

- 第九十六條 已決囚獄則を謹守し且改悛の行爲著き者と典獄に於て確認するときハ之を賞譽すべし
- 第九十七條 賞譽せし者にハ賞譽せし毎に之を表する爲め獄衣の左袖(肩臂間の表面)に方二寸曲尺の淺黃色の布を縫着すべし
- 第九十八條 賞表ハ假出獄免幽閉又ハ特赦を具狀するの考據と爲すを得
- 第九十九條 賞表を得たる者にハ二個月に一次親屬故舊に接見及び

通信するを許す
第百條 已決囚若し在監人の逃走を密告又ハ捕得し或ハ監獄に係る

水火災を防禦し人命を救援したる者ハ金二十五錢以下を賞
與し其賞金の監署に領置し本人の請に由り必用品又ハ食物を購

求すべし但第九十七條の賞表を與ふるの限に在らず
第百一條 未決監に在る者前條の勞動あるときハ之を録して檢察官

及び裁判官の参考に供すべし
第百二條 懲治人第百條に適したる勞動あるときハ金二十五錢以下

を以て適宜物品を購ひ之を與ふべし
第三章 懲罰
第百三條 已決囚獄則を犯すときハ其輕重を量り左の例に従て處罰

一 絶信 親屬故舊と書信接見を絶す

二 屏禁 晝夜他の監房又ハ工場と隔絶したる監房に獨居せし

め服役時限表に照して座作の役を科す

三 減食 常食の半若クハ其三分の二を減じ鹽湯二品の外菜を

與へず
四 暗室 暗室に入れ常食の半若クハ其三分の二を減じ鹽湯二

品の外菜を與へず仍ほ臥具を禁す
第百四條 絶信屏禁ハ有限若クハ無限と爲し減食増至ハ晝夜を限

とす
減食暗室七晝夜に滿るも改悛の狀なきときハ一旦之を免し更に

之を科することを得
第百六條 懲治人及び十六歳未滿の已決囚獄則を犯すときハ其輕重

を量り左の例に従て處罰す
一 獨慎 晝夜一室に獨居せしむ

二 減食 常食の半以内を減す但菜を減するの限に在らず

第百六條 獨慎ハ晝夜以内減食ハ三日以内とす

第百七條 未決者及び拘留の刑を受けし者敎令に順はず或ハ同盟の

者を煽惑し又ハ其他の規則を犯すときハ初犯の輕重を量り第百

三條第百五條に準據し減食することを得

第百八條 賞表を有する者處罰を受たるときハ賞表一個又ハ數個を

褫奪す
第百九條 無期徒刑の囚徒逃走し若クハ獄舎獄具を毀壞し又ハ暴行

脅迫を爲し其他重罪輕罪を犯したるときハ三月以上五年以下兩

脚又ハ一脚に鉄を施し仍ほ鐵丸を屬したる鐵索を其鉄に貫き腰

間に繚帶せしめ繚帶の所に下鍵す但監房に在るも晝間ハ之を施

すものとする
若し再ヒ重罪を犯したるときハ五年以上十年以下前項の例に照

鐵丸の量の二百目以上一貫目以下とし被罰者の體方に應じて之を施す丸は索尾に屬し地上に轉らすものとす其外役に服するものは鐵丸を除き二人聯絆の法に従ふ

第一百十條 減食或は暗室の罰に處すへき者あるときは醫師をして診視せしめ身體に妨なきを證して後之を行ふ

第一百十一條 屏居減食暗室又は獨愼の罰に處したる後は典獄若しくは看守長時々其動靜を窺察し狀況に由り醫師及び教誨師をして之を問はしむることあるべし

第一百十二條 罰則に處せられたる者改悛の狀著るゝときは之を免ずることを得

第一百十三條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者監署の命令に違背したるときは七日以下之を拘留することを得

監獄則俗解終

登記法俗解

登記法

第一章 總則

第一條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入の登記を請んとする者は本法に従ひ地所建物其所在地船舶其定繫場の登記所に登記を請ふ可し

第二條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入の登記ハ始審裁判所長之を監督す可し

第三條 登記事務ハ治安裁判所に於て之を取扱ふものとす治安裁判所遠隔の地方に於てハ郡區役所其他司法大臣指定する所に於て之を取扱はしむ

第四條 登記所の位置及其管轄の區域ハ司法大臣之を定む

第五條 登記官吏ハ登記事務取扱に付てハ始審裁判所長の監督を受くるものとす

第六條 登記簿に登記を爲さる地所建物船舶の賣買讓與質入書入ハ第三者に對し法律上其効なきものとす

第七條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入に付き登記すへき概目左の如し

第一 地所ハ郡區町村名、字、番地、地目、反別若くハ坪數、地券面

第二の價格 建物の郡區町村名、字、番地、地目、構造の種類、建坪、造作の有無

第三 西洋形船舶の汽船、風帆船の區別、船名、番號、登簿噸數、公稱馬力、機械及汽罐の種類、端船其他必要の所屬品

第四 日本形船舶の船名、番號、積石數、間數、端船其他必要の所屬品

第五 登記の事由

第六 金額

第七 質入書入の其期限及利息

第八 所有者及登記を受くる者の氏名住所

第九 一筆の地所又一棟の建物を區別し賣買讓與質入書入を爲すとき其事實

第十 二番以後の書人を爲し又ハ書人に爲したるものを質入と爲し質入に爲したるものを書入と爲すとき其事實

第十一 登記の年月日

第十二 登記を請ふ者あるときハ登記官吏直に前條の概目を審査して登記簿に登記し本人に之を示し又ハ讀聞せたる上本人をして署名捺印せしめ且之に署名捺印すべし

第十三 地所建物船舶に關する差押假差押差留假差留假處分及地所

建物の収益差押に付てハ裁判所の命令書に依り登記簿に其記入を爲すべし

第十四 前項の記入ハ裁判所の命令あるときに非されハ之を取消すとを得ず

第十五 登記ハ第十五條第二項及第十六條第十七條第十八條を除くの外契約者双方の請求若クハ裁判所の命令あるときに非されハ之れを爲し又ハ變更し又ハ取消すとを得ず

第十六 登記の謄本又ハ拔書又ハ一覽を要する者ハ其登記所に出頭して之を請求するとを得

第十七 登記官吏の職務執行上に關し不服ある者ハ管轄始審裁判所に抗告するとを得

第十八 登記に關する取扱手續及登記簿の書式ハ司法大臣之を定む

第二章 賣買讓與

第十九 地所建物船舶の賣買讓與に付き登記を請ふときハ契約者雙方出頭し其證書を示すべし

第二十 前項の場合に於て其物件質入書入中に係るときハ買受人讓受人に於て之を了知せる旨を申入れ其記入を請ふ可し

第二十一 家督相續に因り地所建物船舶の登記を請ふときハ雙方出頭し其證書を示す可し

死亡者失踪者若くは離縁戸主の遺留したる地所建物船舶を相續する者登記を請ふときハ親屬又親屬なきときハ近隣の戸主三名以上連署の書面を差出し且證明書類あるものハ之れを示す可し

第十六條 行政官廳の公賣處分に因り地所建物船舶の所有權を得たる者登記を請ふときハ落札達書及其代金完納の證書を示す可し

第十七條 官有の地所建物船舶の拂下又ハ無代價下渡を受け登記を請ふときハ其指令の本書若くハ達書を示す可し

第十八條 民有の地所建物船舶を官有と爲したるときハ其官廳ハ第十七條の概目を示して登記を求む可し

第十九條 裁判執行上の糶賣若くハ入札に因り地所建物船舶の所有權を得たる者あるときハ裁判所の命令に依り其登記を爲す可し

第二十條 地所船舶賣買讓與の登記を受け鑑札券地の下付若くハ書換を請はんとする者ハ登記所より登記濟の證を受く可し

第三章 質入書入

第二十一條 地所建物船舶の質入書入に付き登記を請ふときは契約者雙方出頭し其證書を示す可し

貸借の爲めに非ずして義務を果す可き保證の爲め地所建物船舶を質入書入と爲し其登記を請ふ者も亦前項の規定に依る可し

第二十二條 書入の地所建物船舶を重ねて書入と爲すときハ第二條主に於て之を了知せる旨を申出其記入を請ふへし書入と爲りた

亦同し

第二十三條 質入書入契約の全部若くハ一部の解除又ハ變更に付き登記を請ふときハ契約者雙方出頭し其證書を示す可し

第二十四條 同一の地所建物船舶に付き數個の登記を爲すときハ其登記を請ふ日時の前後により登記の順序を定むるものとす

第四章 地所建物船舶賣買の登記に付てハ其買受人左の賣買代價の區別に從ひ每一件に其登記料を納むへし

第二十五條 價の區別

五圓未滿	拾錢
五圓以上	五錢
拾圓未滿	拾錢
拾圓以上	貳拾五錢
廿五圓未滿	五拾錢
廿五圓以上	壹圓
五拾圓未滿	
五拾圓以上	
百圓未滿	
百圓以上	

貳百圓未滿
 貳百圓以上
 參百圓未滿
 參百圓以上
 四圓未滿
 四圓以上
 五圓未滿
 五圓以上
 七圓未滿
 七圓以上
 千圓未滿
 千圓以上
 千五百圓未滿
 千五百圓以上
 貳千圓未滿
 貳千圓以上
 貳千五百圓未滿
 貳千五百圓以上
 五千圓未滿
 五千圓以上
 壹萬圓未滿
 壹萬圓以上

貳圓
 三圓
 四圓
 五圓
 六圓
 七圓
 八圓
 九圓
 拾圓
 拾貳圓

第七條 其價相當の價格を定め前條に掲ぐる金額の區別に従ひ每一件に其讓受人より登記料を納む可し
 第二十七條 地所建物船舶質入書入の登記に付てハ其質入書入人の登記に付てハ其價相當の價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し
 第二十八條 第二十一條第二項の登記に付てハ其價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し
 第二十九條 第九條第一項の記入に付てハ其價格の定まりたる物件ハ其價格又其價格の定まりざる物件ハ其價格相當の價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し
 第三十條 第五條に掲ぐる金額の區別に従ひ每一件に其登記料の五分一を納むへし但し一件に付き金五錢より下すことを得ず
 第三十一條 左に掲ぐるものハ手數料として金五錢を納むへし
 第三十二條 登記の取消又ハ其變更の登記を請ふ者ハ每一枚の登記の一本若しくは其拔書を請ふものハ每一枚の登記を請ふ者
 第三十三條 左に掲ぐるものハ登記料及手數料を要せず
 第三十四條 官廳の請求に係る登記

第二 公立の學校病院、公園及養育院に係る登記

第三 社寺、堂宇及墳墓地に係る登記

第四 人民共有の用、水路、溜池、敷、堤敷、井溝敷及公衆の用に供する道路に係る登記

第三十二條 登記所に於て第二十五條第二十六條第二十八條第二項及第二十九條に従ひ届出たる價格を不相當と認むるときは其事に關係なき者三名を撰ひ之を評價人と爲して其價格を評定せしむ可し

第三十三條 評價人の評定したる價格届出の價格より増加するときは其評價に關する費用の其登記料を納むるもの之を負擔すべし但し其價格届出の價格と同價又ハ低下なるときは該費用ハ其登記所に於て之を支辨すべし

第三十四條 評價人に選られたるものハ正當の事由なくして之を辭することを得ず

第三十五條 評價人の日當ハ登記料の見込を以て一日金二十錢より五十錢まで給すべし

第五章 罰則

第三十六條 詐偽の所爲を以て登記料を濫脱し及之に通謀したる者ハ二圓以上百圓以下の罰金に處す

加重數罪俱發の例を用ひす

附則

第三十八條 明治十年第二十八號布告船舶賣買書入質入手續同十三年第五十二號布告土地賣買讓渡規則同十四年第三十號布告地券證印稅則其他從前の法律規則中本法に抵觸するものハ本法施行の日より廢止す

第三十九條 地所賣買讓與荒地起返開墾下年期明等總て地券下付書換に係る手續及其手数料ハ大藏大臣之を定む

第四十條 登記所の登記簿に未だ登記せざる地所建物に付き登記を請ふ者ハ地所建物ハ其所在地船舶ハ其定墾場の戸長の證書を以て其所有者たること及其物件に故障なきことを示すべし

第四十一條 本法ハ明治二十年二月一日より之を施行す

公證人規則俗解

公證人規則

第一章 總則

第一條 公證人の人民の囑託に應じ民事に關する公正證書を作るを

以て職務と爲す

第二條 公證人の法律命令に背きたる事件の公正證書又は他の官吏

の作る可き公證書類を作ることを得ず若し之を作りたるときは

公正の効を有せず

第三條 公證人の作りたる公正證書ハ完全の證據にして其正本に依

り裁判所の命令を得て執行する力あるものとす但刑事裁判所に

偽造の訴あるときは其證書の執行を中止す可し其民事裁判所に

偽造の申立あるときは其證書の執行を中止することを得

第四條 公證人の治安裁判所の管轄地を以て受持區とし其區内に於

て司法大臣の認可を受けたる町村内に住居し其住宅に役場を設

け役場に於て職務を行ふ可し但役場外に住居せんとするときは

管轄始審裁判所の認可を受く可し

已むを得ざる事件に付てハ受持區内に限り役場外に於て其職務

を行ふ可し

第五條 各區内公證人の員數は司法大臣之を定む

第六條 公證人は司法大臣に隷屬し控訴院長始審裁判所長の監督を

第七條 公證人は其受持區内に於ては區外人の爲めにも職務を行ふ可

第八條 公證人は理由なくして人民の囑託を拒むことを得ず若し之

第九條 公證人の職務執行上に關し不服ある者の管轄始審裁判所に

第十條 公證人の公證人何某と刻したる方六分の役印を作り其印鑑

第十一條 公證人已むを得ざる事故ありて職務を行ふこと能はざる

第十二條 公證人の筆生を置き書類を作る補助を爲さしむることを

第十三條 公證人の作る證書及謄本の用紙は某始審裁判所管内公證

第十四條 公證人の取扱ふ可き書類左の如し

第一 原本 證書の本紙にして公證人の保存するものにして本文義務の執行を

第二 裁判所に願出可き旨を其末尾に記載したるもの

第三 抄録正本 原本の一部を記し其末尾に前項と同一の記載

第四 正式謄本 原本の全文を寫したるものにして原本に代へ得

第五 代へ得可きもの 原本の一部を抄寫したるものにして原本

第六 抄録本 原本の全文を寫したるもの

第七 抄録本 原本の一部を寫したるもの

第八 見出帳 日々受授したる書類の番號種類等を順次に記入す

第十五條 原本其他書類の本書は役場に之を保存し他の官吏の公證

第十六條 裁判所の命令に依るの外關係外の者に書類の謄本を渡す

第十七條 公證人の其取扱ひたる公證事件を漏洩す可からず

第二章 公證人の撰任及試験

第十八條 公證人たる可き者ハ左の件々を具備するを要す

第一 満二十五才以上なる事

第二 身元保證金を管轄始審裁判所に差入るゝ事

第三 定式試験の及第證書を有する事但裁判官檢察官たりし者及

第四 法學士法科大學卒業生代官人ハ此條件を要せず

第十九條 丁年者二名以上にて其品行を保證する證書を有せる事

第二十條 於て豫め司法大臣之を定む

第二十一條 左に掲ぐる者ハ公證人たることを得ず

第一 公權剝奪若くハ停止中の者

第二 盜罪詐欺罪賄賂收受の罪及贓物に關する罪を犯し刑を受け

たる者

第三 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者

第四 官吏懲戒令に依り免職せられたる者

第二十二條 公證人を試験する場所及期日ハ司法大臣之を定め少く

とも二箇月前に告示す可し

第二十三條 試験委員ハ控訴院若くハ始審裁判所の裁判官二名檢察

官一名とし司法大臣臨時之を命ず

第二十四條 公證人たらんと欲する者ハ願書に試験及第證書の寫を

添へ管轄始審裁判所若くハ控訴院を経て司法大臣に差出す可し

但裁判官檢察官たりし者ハ其官記法學士ハ其學位記法科大學卒

業生ハ卒業證書代官人ハ其免許狀を以て及第證書に代ふること

を得

第二十五條 公證人の司法大臣之を任す

第二十六條 試験の方法ハ筆記口述の二種とす筆記試験に合格せざ

る者ハ口述試験を受くることを得ず

第二十七條 試験及第者にハ及第證書を授與す

第三章 證書

第一節 證書の原本

第二十八條 公證人證書を作るにハ其囑託人の氏名を知り面識ある

を必要とし且丁年者一名の立會人を要す之に違ひたるときハ其

證書ハ公證人の効を有せず

公證人囑託人の氏名を知らず面識なきときハ其本籍域ハ寄留地

の郡區長若くハ戸長の證明書又ハ公證人氏名を知り面識ある丁

年者二名以上を以て其人を證せしむ可し之に違ひたるときハ其

證書ハ公正の効を有せず

第二十九條 左に掲ぐる者ハ立會人たることを得ず

第一 公證人及囑託人の親屬庶人又ハ公證人の筆生
 第二 公證人及立會人の族籍住所職業氏名年齢
 第三 公證人の代理人の族籍住所職業氏名年齢
 第四 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第五 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第六 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第七 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第八 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第九 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十一 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十二 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十三 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十四 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十五 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十六 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十七 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十八 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十九 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十一 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十二 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十三 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十四 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十五 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十六 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十七 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十八 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十九 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十一 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十二 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十三 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十四 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十五 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十六 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十七 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十八 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十九 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第四十 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人

第三十條 證書に其本旨の外左の件々を記載す可し
 第一 公證人及立會人の族籍住所職業氏名年齢
 第二 公證人の代理人の族籍住所職業氏名年齢
 第三 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第四 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第五 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第六 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第七 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第八 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第九 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十一 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十二 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十三 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十四 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十五 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十六 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十七 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第十八 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第十九 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十一 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十二 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十三 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十四 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十五 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十六 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十七 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第二十八 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第二十九 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十一 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十二 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十三 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十四 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十五 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十六 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十七 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第三十八 公證人の族籍住所職業氏名年齢
 第三十九 公證人の後見人たるの證書を所持したるとき及其本人
 第四十 公證人の族籍住所職業氏名年齢

第三十條

記せざるを得ざる場合に於てハ之を以て追記し其原文並に何行に追加改
 正を爲したることを欄外又ハ末尾の餘白に附記し公證人并に關
 係人捺印す可し又文中消字を爲すときハ其原字の尙ほ明かに讀
 得可きことを要す且つ何行に若干字を消したることを欄外又ハ
 末尾の餘白に附記し公證人並に關係人捺印す可し之に違ひたる
 ときハ追加、改正、消字の功を有せず
 第三十四條 證書を作りたるときハ關係人に讀聞せ其旨を記入し然
 る後に公證人並に關係人各自署名捺印し公證人の某治安裁判所
 管内某地住居と肩書す可し
 公證人並に關係人の署名捺印なきときハ其證書ハ公正の効を有
 せず

第三十五條

若し署名する能はざる者あるときハ明治十年第五十號の布告に
 従ふ可し之に違ひたるときハ其證書ハ公正の効を有せず
 第三十六條 公證人の綴目合目にハ公證人並に囑託人之捺印す可し
 親屬他人の代理人たるときも亦同し之に違ひたるときハ其證書
 ハ公正の効を有せず
 第三十七條 公證人若し囑託人の爲め訴訟代人若くハ代理人と爲り
 又ハ爲りたることあるときハ其訴訟事件に付き證書を作ること

第三十八條 公証人の自己親属立會人又ハ証人の爲めに利益ある條
件を証書中に記す可からず若し之を記したるときハ其條件ハ無
効トス

第三十九條 公証人の證書の原本を保存す可し若し之を保存せず又
ハ亡失したる場合に於て第三十七條の手續を爲さざるるときハ其
書ハ公正の効を有せず

第四十條 囑託人若し代理人又ハ後見人なるるときハ其委任狀又ハ其
證書の寫を原本に連綴す可し其寫ハ本書と對照し相違なき旨
を附記し公証人並に關係人署名捺印し其寫と本書とに割印す可
し

第四十一條 證書に關係の書類ハ之を原本に連綴することを得之を
連綴したるときハ其旨を原本の欄外又ハ末尾に附記し公証人並
に關係人捺印す可し

第四十二條 原本にハ證券印稅規則に定めたる印紙を貼用す可し
第二節 原本及謄本
第四十三條 原本ハ數量の定めたる金錢其他換用物若くハ有價證券
の支辨に限り權利者の請求に依り之を渡す可し之に違ひたると
きハ原本の効を有せず

正式謄本及抄録正式謄本の權利者の請求に依り之を渡す可し
第四十四條 原本又ハ正式謄本の原本と同時に又ハ原本を作りたる
後に於て之を作るときを得

原本と同時に作るるときハ關係人の面前に於てし原本を作りたる
後に作るるときハ更に義務者の立會を以てす可し義務者出席せざ
るときハ原本又ハ正式謄本を求むる者より管轄始審裁判所に出
願し其命令に依て他の公証人一員又ハ裁判所の裁判官檢察官又
ハ書記一員の立會を以て之を作る可し之に違ひたるるときハ其効
を有せず
裁判所の命令に依て原本又ハ正式謄本を作りたるるときハ其末尾
并に原本の末尾に其旨を附記し其命令書ハ之を原本に連綴す可
し

第四十五條 原本又ハ正式謄本を作るときハ第三十一條第三十三條
第三十四條第三項及第三十五條の規定に依る可し

原本又ハ正式謄本にハ權利者の氏各並に之を作りたる年月日及
場所を記し公証人並に義務者署名捺印す可し前條第一項の場合
に於てハ公証人及他の公証人又ハ裁判所の官吏署名捺印す可し
之に違ひたるるときハ其効を有せず

第四十六條 原本又ハ正式謄本を渡したるときハ原本の末尾に其旨
と年月日等とを附記し權利者をして署名捺印せしむ可し
第四十七條 原本又ハ正式謄本の原本の亡失したるときハ管轄始審裁

十二 第四

判所の認可を経之を原本として保存す可し
者十八條 數事件を列記し數人各自に關係を異にする證書の權利
者の請求に依り其有用の部分抄して正本録又ハ正式謄本を作
ることを得

正本又ハ正式謄本を渡したる者にハ更に抄録正本又ハ抄録正式
謄本を渡す可らず又抄録正本又ハ抄録正式謄本を渡したる者に
ハ更に正本又ハ正式謄本を渡す可からず之を渡すと雖も其効を
有せず

第四十九條

正本又ハ正式謄本の管轄始審裁判所の命令あるに非ざ
れハ再度之を渡すことを得ず之を渡すと雖も其効を有せず
再度以上正本又ハ正式謄本を得んと欲する者ハ其事由を具して
管轄始審裁判所に願出つ可し管轄始審裁判所の原本を保存する
公證人に其正本又ハ正式謄本を渡す可きことを命ずることある
可し

其正本又ハ正式謄本にハ幾度の正本又ハ正式謄本なる事を末尾
に附記し公證人署名捺印す可し之に違ひたる時ハ其効を有せず
第五十條 抄録正本又ハ抄録正式謄本の總て正本又ハ正式謄本と同
一の手續に依り之を作る可し其効力も亦同し

第五十一條

證書の謄本及其附屬書類の寫ハ關係人の求めに應じ之
を渡す可し

第五十二條

謄本にハ原本の全文を寫し其末尾に謄本と記し公證人
署名捺印す可し

第五十三條

抄録謄本にハ原本の年月日及囑託人の族籍住所職業氏
名を記し末尾に抄録謄本と記し公證人署名捺印す可し

第五十四條

管轄始審裁判所の令に依り關係外の者に謄本を渡した
るときハ其命令書を原本に連綴し末尾に命令書を受けたる旨並
に年月日を附記し受取人をして署名捺印せしむ可し

第五十五條

見出帳
公證人の見出帳を作り記入前管轄始審裁判所に差出し

第五十六條

見出帳にハ日々取扱ひたる書類中より第三十一條及第
三十三條の規定に從ひ左の件々を記入す可し

第五十七條

見出帳にハ公證人の見出帳を作り記入前管轄始審裁判所に差出し

第一

囑託人の住所氏名

第二

書類の番號種類

第三

書類を取扱ひたる年月日

第四

兼任及書類の授受

第五十七條

公證人死去失踪免職辭職又ハ他の役場に轉して直
に後任者の命せられざる場合又ハ停職の場合に於てハ管轄始審
裁判所の近隣の公證人に命じて其事務を兼任せしむ可し

役場を廢したるときハ書類の引繼を近隣の公證人に命ず可し

第五十八條 前條の場合に於て兼任者なきとき其他必要と見認むる場合に於ては管轄始審裁判所に直に其役場の書類に封印を爲すべし

第五十九條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の前任者と立會ひ書類の提要目錄を作り共に署名捺印して授受すべし

第六十條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所の官吏と立會ひ提要目錄を作り受取るべし

第六十一條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所の官吏と立會ひ封印を解き提要目錄を作り受取るべし

第六十二條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所に差出すべし

第六十三條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所に差出すべし

第六十四條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所に差出すべし

第六十五條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所に差出すべし

第六十六條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所に差出すべし

第六十七條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所に差出すべし

第六十八條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所に差出すべし

第六十九條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所に差出すべし

第七十條 公證人免職辭職轉職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の管轄始審裁判所に差出すべし

總て兼任者之を受し可し

第六十九條 手数料の外證券印紙並に野紙の代價ハ囑託人より之を受ることを得

第七十條 囑託人の求めあるときハ手数料等の計算書を與ふべし

第七十一條 手数料等に係り争の生じたるときハ其金額に拘はらず管轄始審裁判所に訴ふ可し

第五十章 懲罰

第七十二條 公證人此規則を犯したる時は管轄始審裁判所に於て第七十三條より第七十六條までに定めたる規定に依り處分す可し

第七十三條 左の違犯は五十錢以上一圓九十五錢以下の過料に處す

第八條に違ひたる時

第十一條に違ひたる時

第十三條に違ひたる時

第三十條の第一項第二第三第四の規定に違ひたる時

第三十一條の第二項又は第三に違ひたる時

第三十二條の第一項に違ひたる時

第三十四條の第一項に違ひ讀聞せしことを記入せず又ハ肩書を爲さざりし時

第四十一條に違ひたる時

第四十二條に違ひたる時

第四十四條の第二項に違ひたる時

第四十六條に違ひたる時

第五十二條に違ひたる時

第五十三條に違ひたる時

第五十四條に違ひたる時

第五十五條に違ひたる時

第五十九條の第四項に違ひたる時

第六十一條に違ひたる時

第六十三條に違ひたる時

第七十四條 左の違犯は貳圓以上五圓以下の過料に處す

第四十三條にたがひたる時

第四十四條の第一項に違ひたる時

第四十五條の第二項に違ひたる時

第四十八條の第二項に違ひたる時

第四十九條の第一項又は第三項に違ひたる時

第七十五條 左の違犯は五圓以上三十圓以下の過料に處す

第十條の第二項に違ひたる時

第二十八條の第五の規定に違ひたる時

第三十三條の第二項又は第三項に違ひたる時

第三十四條の第二項に違ひたる時

第三十六條に違ひたる時

第三十七條に違ひたる時

第三十八條に違ひたる時

第三十九條に違ひたる時

第七十六條 左の違犯の一月以上四月以下の停職に處す

第四條の第一項に違ひたる時

第十五條に違ひたる時

第十六條に違ひたる時

第十七條に違ひたる時

第七十七條 前數條に掲げたる懲罰處分に對し不服あるときは管轄

控訴院に抗告することを得但抗告は其處分の執行を停止するの効

力なきものとす

第七十八條 公證人停職に當る所爲三度に及ひたるときは司法大臣

其職を免す

第二十條の第一第二第三に記載したる處分を受け又は身許保證金

を差入れざるとき亦前項に同じ

第七十九條 公證人此規則を犯したるに依り他人に損害を生せしめ

たるときは之を賠償す可し

明治廿一年九月廿七日印刷
全 年十月一日出版

定價金十錢

編輯兼
發行人

東京府平民

森 仙吉

日本橋區橋町四丁目十一番地

印刷人

東京府平民

永井 鐵之丞

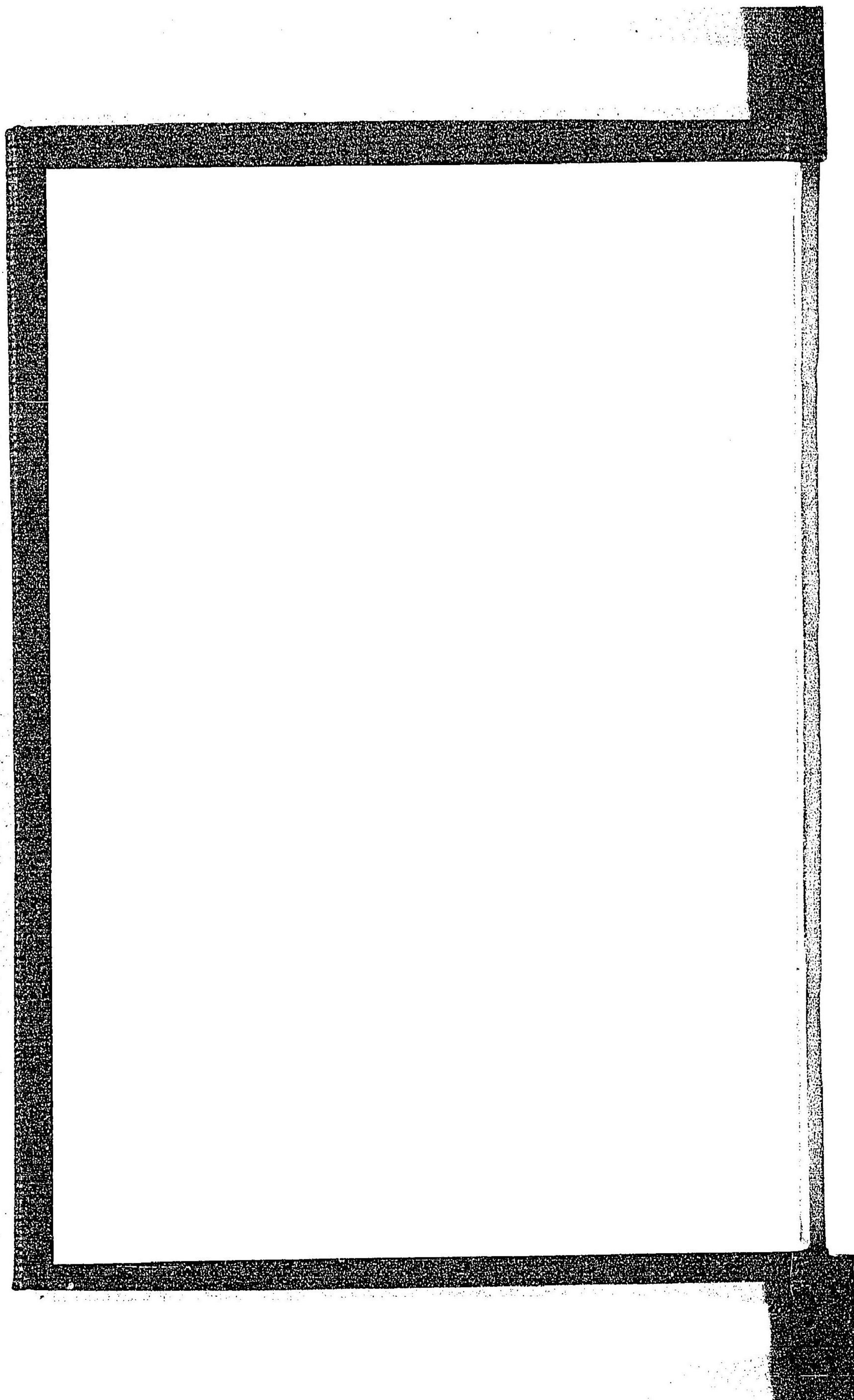
小石川區掃除町三十三番地寄留

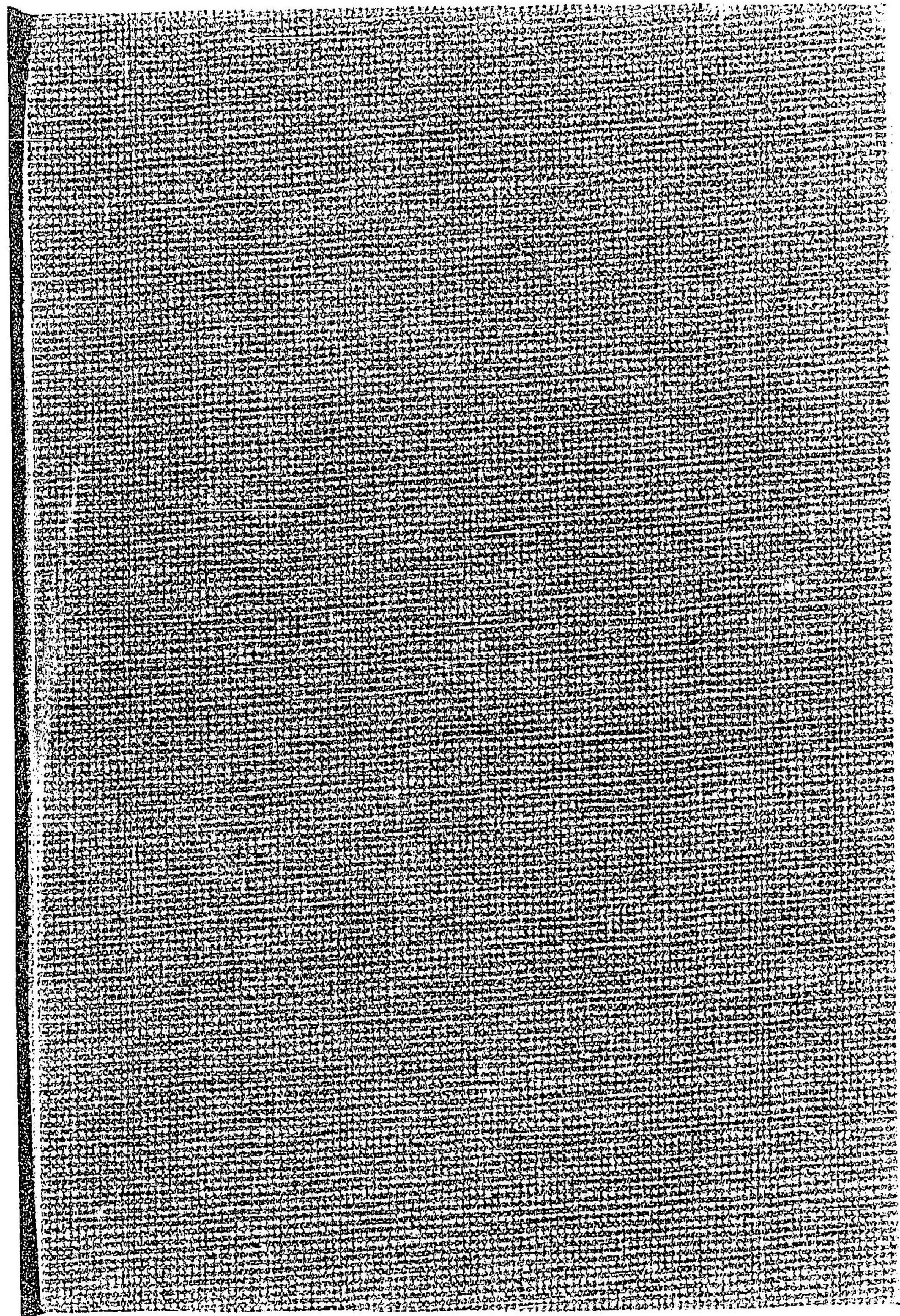
發兌

鶴 聲 社

日本橋區橋町四丁目十一番地

子+L-106





禁電子式複写

035826-000-8

CZ-711-0138

刑法, 治罪法(掌中)

鶴声社

M21

BBP-0412



